

第79回 3級販売士 検定試験要項

主催／日本商工会議所・米沢商工会議所 後援／経済産業省・中小企業庁

1. 試験日 平成29年2月15日（水）9：30～
※ 受験時間を間違えないように注意してください。時間に遅れると原則として受験できません。
2. 試験場 米沢商工会議所
3. 申込期日 平成28年12月12日（月）～平成29年1月20日（金）
※ 受付事務は、土日祝祭日を除く、平日の午前9時～午後5時30分までとなります。
4. 受験資格 学歴、年齢、性別、国籍などに制限はありません。
5. 試験の程度 小売店舗の基本的な仕組みを理解し、販売員としての基礎的な知識と技術を身に付け、販売業務を行うことができる。売場の担当者などが対象。
6. 受験料 4,120円
7. 受験申込手続 所定の申込書類に受験料を添えて、申込期間内に米沢商工会議所において申込手続きを取ってください。
※ 販売・経営管理科目、マーケティング科目免除者は、その証明書等を提出してください。
※ 受理した申込書類及び受験料は、試験施行の中止などの事情がある場合のほかは返還しません。
8. 合格基準 試験科目ごとに100点満点で採点し、得点で平均して70点以上のものを合格とします。ただし、50点に満たない科目がある場合は、不合格とします。
9. 合格発表 平成29年3月6日(月)午前11時 米沢商工会議所前掲示板
※ 合格証書は、約1ヵ月後にハガキにより通知の上交付します。
10. 合格の取扱い 合格者として認定を受けた者（以下「販売士」という）には、認定証（カード型）及び合格証書を交付します。なお、希望者には、有料で合格章（バッジ¥360）を交付します。
※ 資格の有効期間は5年とします。ただし、認定を受けた者が販売士としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消すことがあります。
11. 資格の更新 当該級の資格を取得した日から起算して5年目の年度に当たる者であって、資格更新を希望する者は、別に定める資格更新講習会又は資格更新通信教育講座を修了すること等によって、資格の有効期間を更新することができます。
12. 不正行為等 正当な理由なしに、試験場において試験委員の指示に従わない者、又は試験に関して不正行為を行った者は、試験場から退場されることがあります。なお、合格判定後、試験に関する不正行為等が発覚したときは、その合格を取り消します。

3級販売士試験制度が第76回試験（平成27年7月11日施行）より改定されています。

※試験時間が120分間から100分間（休憩なし）に短縮されました。

※問題数が削減されました。現行の問題数200問（大問8問×小問5問×5科目）については、大問を7問とすることにより、全体を175間に削減されました。

※科目免除の受験者については、1科目あたり20分で計算した試験時間となります。

13. 試験の内容 筆記試験「小売業の類型」「マーチャンダイジング」「ストアオペレーション」「マーケティング」「販売・経営管理」の5科目を一括して行います。

科 目	内 容	制限時間
小 売 業 の 類 型	1. 流通における小売業の基本的役割 2. 流通経路別小売業の基本的役割 3. 形態別小売業の基本的役割 4. 店舗形態別小売業の基本的役割 5. チェーンストアの基本的役割 6. 商業集積の基本的役割と仕組み	20分
マーチャンダイジング	1. 商品の基本知識 2. マーチャンダイジングの基本 3. 商品計画の基本 4. 仕入計画の基本的役割 5. 在庫管理の基本的役割 6. 販売管理の基本的役割 7. 価格設定の基本的考え方 8. 利益追求の基本知識	20分
ストアオペレーション	1. ストアオペレーションの基本的役割 2. ディスプレイの基本的役割 3. 作業割当ての基本的役割 4. 人的販売の基本的考え方	20分
マーケティング	1. 小売業のマーケティングの基本的考え方 2. 顧客管理の基本的役割 3. 販売促進の基本的役割 4. 商圏の設定と出店の基本的考え方 5. 売場づくりの基本的考え方	20分
販 売 ・ 経 営 管 理	1. 販売員の基本業務 2. 販売員の法令知識 3. 販売事務と計数管理の基本的知識 4. 売場の人間関係 5. 店舗管理の基本的役割	20分

- ※ 筆記試験の全科目を受験しないと失格になります。ただし、科目免除者に該当する者は、販売・経営管理科目、マーケティング科目のいずれかが免除されます。
- ※ 科目免除者の試験時間は次の通りです。（平成27年7月11日施行より改定されました。）
なお、科目免除の受験者については、1科目あたり20分で計算した試験時間となります。
- ・ 「販売・経営管理」科目免除者 80分
 - ・ 「マーケティング」科目免除者 80分
 - ・ 「マーケティング」科目及び「販売・経営管理」科目免除者 60分

- 14. 試験の一部免除** 筆記試験については、次により科目免除を行います。ただし、受験を希望する者は当該科目を受験しても差し支えありませんが、この場合は、当該科目に対する当免除規定は適用しません。

免 除 科 目	全商協会商業経済検定試験合格科目又は養成講習会・養成通信教育講座の履修内容
マーケティング	* 「ビジネス基礎」・「マーケティング」（合計2科目）
マーケティング 販売・経営管理	* 「ビジネス基礎」・「マーケティング」・及び 「商品と流通」、「国際ビジネス」、「経済活動と法」のうち 1科目（合計3科目）
販売・経営管理	* 3級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目的予備試験に合格した者。 * 中央機関の指定した次の3級販売士養成教育講座（スクーリングを含む）のいずれかを修了した者 <ul style="list-style-type: none"> • 3級販売士養成講座（日本販売士協会） • 販売士検定講座3級コース（公開経営指導協会） • 販売士検定3級通信教育コース（産業能率大学） • 販売士検定3級コース（日本経営協会）

- ※ 免除期間は、科目免除資格取得直後（商業経済検定の合格者に対しては、同一年度に施行する2月の3級試験は除く）から行われる2回の販売士検定試験までとします。
- ※ 平成28年度に実施する第78回および第79回3級リテールマーケティング（販売士）検定試験において上記科目免除パターンを適用するためには、平成28年2月7日（日）実施の第30回商業経済検定試験において1科目以上合格科目があることが必須になります。1科目以上合格科目があれば、それ以前の回の当該試験の合格科目と合わせて、上記科目免除パターンを適用することができます。
- ※ 試験の一部免除該当者は、次の書類を受験申込時に提出してください。
 - 3級販売士養成講習会修了証明書（免除科目名が記載されているもの）
 - 指定3級販売士養成通信教育講座修了証明書（科目免除証明のあるもの）
 - (財)全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目、販売・経営管理科目的免除者については以上のほかに、「商品と流通」「国際ビジネス」「商業活動と法」のうち1科目の合格証書または合格証明書（原本又は写し）

15. 学習の参考書

販売士ハンドブックに関するお問い合わせは・お申し込みは
株式会社アック

URL : <http://www.curreac.co.jp/>

16. 受験上の注意

- ① 集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。
- ② 受験するときに持参するもの
 - (1) 受験票

- (2) 黒鉛筆（硬度はHB又はB）及び消しゴム
- (3) そろばん・電卓等の計算用具
- (4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書
(運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証など)
★ 身分証明書をお持ちでない方は、ご相談ください。

③ 試験場での注意

- (5) 受験票の番号と同じ番号の席に着いてください。
- (6) すべて試験委員の指示に従ってください。指示に従わない者あるいは不正行為を行った者は、退場されることがあります。
- (7) 試験中は勝手な発言をしないでください。質問があるときは、試験開始前に手を挙げて試験委員に申し出てください。試験後の質問には応じません。
- (8) 試験開始から30分間を経過しないと退席は認めません。また、終了10分前からも退席は認めません。

④ 答案記入上の注意

- (9) 筆記試験全般に共通する注意事項（次の注意に反したときは、無効とします）
 - ア) マークシート（答案用紙）には、受験番号、生年月日、職業別分類、免除科目の各欄に、記入・マーク漏れがないように、必ず記入するとともに、該当する番号をマークしてください。
 - イ) マークシート（答案用紙）にマークする際は、HB又はBの硬度の鉛筆で所定の欄をはっきりと記入・マークしてください。（HB又はB以外の硬さの鉛筆、あるいは、ボールペン、万年筆等の筆記用具を使用した場合は、無効となります。）
 - ウ) 答を書き直す場合は、訂正する答を消し残しのないよう消しゴムで消して、答をマークし直してください。
 - エ) 一つの設問について、答を全て同一記号（数字）の選択をした場合は、その設問は無効とし採点しません。（例／すべて1あるいは2、または1・2・3……など順に選択した場合）
 - オ) 同一問題について複数の答を選択した場合は、その問題は無効とし採点しません。
 - カ) 免除科目のある方は、免除科目には解答しないでください。免除科目を解答した場合は、採点対象となり、その科目の免除措置は適用されませんので、注意してください。

⑤ 認定証等の取扱いについて

- (10) 認定証等は、合格後5年を経て資格の有効期限を更新する際に必要となりますので大切に保管してください。
- (11) 氏名、自宅住所等連絡先に変更があった場合は、必ず届け出てください。届出のない場合は、資格の管理ができなくなることがあります。
- (12) 合格証書を紛失又は破損した場合は、再発行しません。その場合は、希望により有料（1,100円）で合格証明書を発給しますので、申し出てください。

お問い合わせは…米沢商工会議所 総務企画部

〒992-0045 米沢市中央4丁目1-30
TEL/0238-21-5111 FAX/0238-21-5116